

議案第 1 1 2 号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を  
改正する条例の制定について

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を  
改正する条例

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例（平成 1 3 年  
さいたま市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p><u>2 介護老人保健施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室がある場合にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち同条第 8 項に規定する短期入所に係る障害者総合支援法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(入所定員等)</p> <p>第 7 条 介護老人保健施設の入所定員は、1 0 0 人とし、介護保健施設サービス、短期入所療養介護、<u>介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所</u>を利用する者を含むものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(業務)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>(入所定員等)</p> <p>第 7 条 介護老人保健施設の入所定員は、1 0 0 人とし、介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び<u>介護予防短期入所療養介護</u>を利用する者を含むものとする。</p> <p>2 [略]</p>

(入所対象者等)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 指定短期入所に係る利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるものとする。

- (1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者
- (2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定による措置に係る児童

(利用料金)

第9条 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条、第20条及び第21条において同じ。）が定める額を納付しなければならない。

2 指定短期入所の利用者（前条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

- (1) 前条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

(利用対象者)

第16条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（法第8条第7項に

(入所対象者等)

第8条 [略]

2・3 [略]

(利用料金)

第9条 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。第13条、第17条、第20条及び第21条において同じ。）が定める額を納付しなければならない。

(利用対象者)

第16条 老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（法第8条第7項に規定する通所介護又は法第8条の2

規定する通所介護又は法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る者

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1)～(3) [略]

(4) 指定短期入所の利用者(第8条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。)は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用

ア 第8条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

イ 第8条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

2 前項の場合にあつては、第9条、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条、第20条及び第21条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る者

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1)～(3) [略]

2 前項の場合にあつては、第9条、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第9条中「指定管理者(第23条第1項に規定する指定管理者をいう。第13条、第17条、第20条及び第21条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第13条中「市長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「市長が」と、第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第16条第4号の改正は、平成26年10月1日から施行する。